

改正条例案に係る論点整理

第1 改正案について

- ・ 民法関係の改正案については、本部会での検討は不要とし、専ら改正刑法に依拠する改正内容について検討を行う。
- ・ これまでの検討経過を踏まえ、面会要求行為及び自画撮り要求行為の規制について、改正（条項新設）する方向で条文案を検討する。
- ・ 条文案は大きく分けて2つのパターンを比較検討することを中心に行う。

A 案：自画撮り要求に関して禁止行為を詳細に規定（規制基準明記条項）し、それに該当するものを罰しようとするもの

B 案：自画撮り要求に関して、一般的禁止を規定した上で、罰則の章において罰則適用となるものを明記したもの

具体の改正に係る条文案は資料3-1のとおり。

第2 A 案（規制基準明記条項）の検討

1 考え方・方向性

（1）面会要求行為

- ・ 改正刑法後の設定を行った広島県の議論を参考とする。
 - 淫行又はわいせつ行為の禁止を定める第二十二条と第二十三条の間に新条項（～の二）を挿入する。
 - 刑法とは異なる保護法益（社会的法益）を別途想定した構成とし、不同意わいせつ罪の予備罪という構成にならないようにする。
 - 一方で、条例内における淫行・わいせつ行為の禁止（第二十二条）につながりうる行為という整理となるため、罰則については第二十二条の次に重い拘禁刑又は三十万円以下の罰金とする。

（参考：改正刑法第 182 条面会要求行為の罰則：二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金）

※罰則の軽重については資料2における議論（他県との比較考量等）の結果変更となる可能性がある。

（2）自画撮り要求行為

- ・ 自画撮り要求行為については、各自治体の書きぶりを比較考量し、東京都に準じたものを基盤、参考とする。
 - 新設する面会要求行為禁止条項と第二十三条の間に新条項（～の三）を挿入する。構成要

件については、刑法との保護法益の違いを明確化するため、また、規制する対象画像の要件を明確化し、関連法規との相関適性化する観点から、基本的には児童ポルノ禁止法第2条第3項に定める「児童ポルノ」定義を採用する。その上で、当該法律の関連条文（第7条）でさらに設定している電磁的記録も該当する旨を明記する。

（※当該案文における「又は」の使い方については、同様の趣旨で「及び」を用いている自治体もあることから後日精査必要）

- 罰則については、児童ポルノ禁止法における提供罪（第7条第2項）（三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）との比較考量もする必要があるが、一方で既に多くの自治体で同一又は類似の行為に対する罰則との比較考量も重要である。本来当該性質・趣旨の規制については国が行うべきとの理屈や、偏在主義の弊害をとのバランスを考慮するのであれば、多くの自治体が採用している罰金三十万円が相当ではないかと思料する。
- ・同世代間（加害者が18歳未満）における行為については、面会要求・自画撮り要求のいずれの行為規制も条例第33条により免責される。

2 メリット・デメリット

- ・禁止する行為の範囲を明らかにすることで、その範囲をできるだけ限定的にとらえることができ、それが即ち罰則適用となることが分かる。
（本県の当該条例が制定された時の思想として、私人の行為は基本的に自由であり、行為規制については極力慎重にあるべきであるとの謙抑性が非常に重視されていたことを踏まえて）
- ・現状の本県条例の書き表しスタイルに準じているため、条例内全体でのスタイルに統一感が出る。（罰則の項で適用条件を詳説していない）
- ・禁止する行為の定義（表現）が複雑であるため、結局何がだめなのか、ということが条文を直接読んで一般県民にストレートに伝わりにくい（周知広報が難しい）。

第3 B案（一般的禁止）の検討

1 考え方・方向性

（1）面会要求行為

A案に同じ

（2）自画撮り要求行為

- ・自画撮り要求行為の規制の表記については、いわゆる規制基準明記条項方式の自治体と一般的禁止条項＋罰則適用条項の二段構え方式の自治体とが分かれているため、その比較衡量のため、B案も提示する。
- ・基本的に意味するところはA案と同じであるが、2に示す違いが生じるため、議論を要するものと認識している。

2 メリット・デメリット

- ・一般的禁止を提示することで、「してはいけないこと（青少年の健全育成のために規制したいこと）」が、一般県民にも分かりやすく伝達・広報することが可能となる。
（周知広報の予防効果向上に寄与する）
- ・その上で、罰則適用になるものを詳細に設定するため、してはいけないことの周知がシンプルに伝えられる一方で「何が罰則となるのか」が伝わりにくい条文構成となる。
- ・他の規制行為の定義の仕方と表記スタイルが異なるため、本県条例の条文全体から受けるスタイルの統一感が失われる。
- ・「禁止行為」＞「罰則対象」という定義になるため、理論上、A 案には存在しない禁止対象行為だが罰則適用外となるもの＝「余白部分」が生じる。
 - 資料 2－1・P4 記載の、当該行為に付随して後から発生する被害のリスクを抑えることができる。
 - 一方で一時的には青少年の性的自由を広く制約することになる（自由と保護の対立）。

第 4 仮想ケースを用いた検討

提示する仮想ケースについては資料 3－3 のとおり。